

学校法人大同学園カスタマーハラスメントに対する基本方針

1. はじめに

ハラスメントは、個人の人権を侵害するものであり、絶対にあってはならないものです。学校法人大同学園（以下「学園」という。）は、すべての教職員が安心して職務に従事できる環境を確保するとともに、教育・研究活動を継続的に推進するため、カスタマーハラスメントに対する基本方針を定めます。正当なご意見・ご要望には今後も真摯に向き合いながら、社会通念上許容される範囲を超える言動に対しては、教職員を守るため、組織として毅然と対応します。

2. 学園におけるカスタマーハラスメントの定義

学園の教職員以外の者による、学園や教職員に対する言動において、教職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして、社会通念上許容される範囲を超えたものにより、教職員の就業環境が害されるもの。

3. 学園におけるカスタマーハラスメントに該当する行為の例

学園におけるカスタマーハラスメントに該当する行為の例として、以下のようなものが想定されます。なお、例示であり、これらに限りません。

- (1) 暴行、傷害などの身体的な攻撃
- (2) 脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要など精神的な攻撃
- (3) 威圧的な言動
- (4) 継続的、執拗な言動
- (5) 不退去、居座り、監禁など拘束的な言動
- (6) 合理的な理由のない過剰な要求
- (7) 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- (8) 不当な損害賠償要求
- (9) プライバシーの侵害（無断での録音・録画、そのデータの不適切な利用、または SNS 等における個人情報の公開や誹謗中傷などを含む。）

4. 学園におけるカスタマーハラスメントへの対応

学園が教職員に対するカスタマーハラスメントに該当すると判断した場合は、「学園ハラスメントに関する指針」(<https://www.daido-it.ac.jp/document/zai/harassment.pdf>)に基づき、教職員を守るため、組織として毅然と対応します。

また、特に悪質な行為については、警察や弁護士等の外部機関と連携し、厳正に対処します。

以 上